# 定府家臣百四十年目の鯖江引越

小不動　和　明

十年あまり前になるだろうか。職場で志村さんという方と知り合いになり、自分の先祖について分かることはないだろうかと相談を持ち掛けられ調べているうちに、志村家が間部家の定府家臣であったことに関心を抱いた。失礼ながら在所の家臣であったならば興味を抱くことはなかっただろう。

志村家初代弥一左衛門（初　雲八）は宝永五年（一七〇八）五月御徒に召し出された。将軍家宣側近の従四位下老中次席の詮房が、前年四月七日摂津・和泉・伊豆等で一万石の加増を受けて都合二万石となり、家臣団の再編を進めていた時期にあたる。後に鯖江藩が幕府が編纂した『寛政重修諸家譜』に習って作成したと思われる「寛政改御家人帳・二之上」には弥一左衛門の名が記されている。

このころの間部家上屋敷は、宝永元年（一七〇四）十二月九日桜田邸（千代田区日比谷公園）から江戸城西ノ丸に入った家宣に供奉した詮房が西ノ丸奥番頭（書院番頭格）となり、同月十一日に賜った西ノ丸下（千代田区皇居外苑）にあった。その後は本芝に中屋敷（港区芝一丁目）、元矢ノ倉蔵屋敷（中央区日本橋一丁目）、大崎下屋敷（品川区東五反田一丁目）を下賜されている。元矢ノ倉蔵屋敷は隅田川に面し、当時は両国橋から新大橋までの右岸を間部河岸とよんだ。「遠山政談」には、「その翌日、ちょうど間部河岸のところへ佐吉が来て、もう俵がこのあたりに流れてくる時分だろうと川のおもてをじっと見つめているところを、御用というので」（『江戸芸能・落語地名辞典　下』）との一節がある。

宝永七年六月、御徒目付の志村弥一左衛門は上州高崎城請取の行列に加わった。「上州高崎御城請取帳」（『間部家文書』）には、御目付愛屋平蔵に続き「御徒目付志村雲八　乗掛ケ　草リ取」と記されている。乗掛とあるから馬の両側に明荷をつけていたのだろう。

高崎は中山道、日光例幣使道、三国街道が交わる要地で、城は慶長二年（一五九七）井伊直政が烏川東岸の河岸段丘上に築城を開始したもので、安藤氏時代（一六一九―九五）には三層の天守が築かれた。城下は三重の堀の外に町屋が広がり、その外側に遠構ともまた遠堀とも称される堀や土居を廻らせた総郭型の城下町であった。その後弥一左衛門は大崎立合目付、御膳方、御賄方を勤め、志村家は定府家臣の道を歩むことになる。

二代権之丞は弥一左衛門在世中に出仕、勘定方としての道を歩み、宝暦十二年（一七六二）には勘定吟味役を命じられ四十俵三人扶持となり、更に取次格勘定奉行、御用掛（用人）、御附（側役）など藩主側近の役職を勤め、天明二年（一七八二）新知百石を下された。下級家臣から中級上位家臣に進んだ権之丞は優秀な勘定役人で、間部家三代詮央、四代詮熙の信任厚かったものと考えられる。老齢に至り、寛政元年（一七八九）物頭席に進んだ権之丞は閑職である鮫頭留守居

を発令されている。鮫頭屋敷（品川区東大井二丁目）は大井屋敷ともよばれ、宝永五年九月に拝領した大崎屋敷を松平〈伊達〉陸奥守下屋敷と相対替したものである。

天明八年（一七八八）六月中小姓に召出され五両二人扶持を給された三代弥蔵は、寛政六年十月亡父権之丞の家督を相続して八十石を給されたが翌年正月病死、家督は養子福蔵（のち兵治）が継ぎ六十石を下された。このころ代替りの減禄は鯖江藩だけではなく各藩でも実施されているが、四割カットは厳しい。寛政九年四月、兵治は広間詰を命じられ、享和二年（一八〇二）六月には小姓・刀番兼役、文化十三年（一八一六）六月金奉行を兼ねた。小納戸役に移った文政元年（一八一八）十二月取次格に昇格、目付（小姓頭、用取次、大納戸兼帯）を経て、同五年七月十八日留守居添役となり九月には取次席へ進んだ。文政九年の『武鑑』には御城使中村左平治と並んで添役志村兵治の名がみえる。同九年六月勘定奉行に役替となり、物頭格を経て同十三年十月物頭に昇格、十二月六日には十石の加増を受けた。

ところが天保二年（一八三一）八月二十九日広間詰を勤める嫡男富治が「不埒儀有之段相聞候」として処分され、親類一統は急遽養子新次郎（のち兵治）の家督相続を願い出て認められた。五代新次郎は同十三年取次格へ進み用取次、弘化五年（一八四八）武具奉行兼帯、嘉永三年（一八五〇）六月取次席、十一月留守居添役、同七年正月御徒頭席大目付（留守居添役兼帯）を勤め、安政六年（一八五九）十二月二十四日大井屋敷留守居に就いている。

文久三年（一八六三）六月十四日家督七十石を継いだ六代慎治は七月二日在所（鯖江）勤務を命じられ、ここに志村家は初代弥一左衛門以来百六十年余の定府家臣に終止符を打つことになる。藩はこの年二月以降上原平助、岡本直治、高橋和三郎など定府家臣の在所への勤務替が顕著となる。これには幕府が前年閏八月参勤交代制度を大幅に緩和して妻子の国元居住を認めたことによるもので、諸藩でも多くの家臣を国元へ帰還させている。

だが鯖江藩には別の問題もあった。財政の逼迫である。安政二年十月二日の大震災で当時上屋敷だった常盤橋邸（千代田区大手二丁目）では御殿、長屋、蔵。浜町中屋敷（中央区日本橋浜町二丁目）、四谷角筈（新宿区西新宿二丁目）、大井の両下屋敷でも居所や長屋が甚大な被害を受けている。また文久二年十一月二十日条約勅許問題を理由とした一万石（大野郡内四千二百八十四石余、丹生郡内三千三百四十石余、今立郡内二千に百八十石余）減封処分が追い打ちをかけた。享保六年（一七二一）上屋敷を消失した際にも家臣の一部を在所へ戻す動きがあったが、引越費用の兼ね合いで見送られている。

志村家の在所替は、享保五年（一七二〇）九月十二日家督を安堵された二代詮言の越前今立郡西鯖江への転封を受け、翌年春に越後村上から在所詰の家臣たちが陸路、また一部は三面川河口にある瀬波湊から船で引越の旅にでてから百四十二年目にあたる。転封による引越の道中については、弘化三年（一八四六）出羽山形から上野館林へ引越をした秋元志朝家臣山田喜太夫の妻音羽子が書き残した「お国替絵巻」がある。これによれば道中で行き違った遠州浜松から、いままで

自分たちがいた出羽山形へ向かう水野忠精家臣一行が哀れな風情であったと記されている。水野家は明らかに左遷転封（老中主座を勤めた父忠邦は二万石減封、隠居・逼塞）であったから彼女の目にそう写ったのであろう。間部家臣たちの鯖江引越も似たものだった。村上は臥牛山に築かれた本丸を中心に山麓西に二ノ丸居館、北西に三ノ丸を配して郭内に武家屋敷を取り込み、総曲輪の外側には元禄十六年（一七〇三）には町方人口九千二百二十三人と記録される城下があった。それだけに他領が入り組み、幕府代官陣屋の他は小屋懸同然の家が十七軒ばかりあるだけという異郷への旅は不安に満ちたものだった。それだけに藩主前田綱紀の命による加賀藩の厚遇には感謝したのであろう。

さて志村慎治は明治三年（一八七〇）の禄制改革によって家禄を現米十八石九斗八升八合に改められ、同年六月二十七日上原兵助屋敷の南に屋敷を下賜されている。

小不動　定府家臣百四十年目の鯖江引越

**参考文献**


鯖江市史資料編第四巻
鯖江市史資料編第五巻
間部家文書第一巻
寛政譜以降旗本家百科事典第三巻
文政武鑑五
角川地名大辞典一三
江戸芸能・落語地名辞典（下）
日本被害地震総覧（別冊）
姓氏家系大辞典
旧高旧領取調帳（中部編）